

付議基準改正要旨

平成24年1月20日以降適用

1. 18号(有料老人ホームの建築物に係る開発行為)の一部改正

高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正及び開発許可制度運用指針の改正に伴い、18 - 1 有料老人ホーム(18 - 2にかかるもの以外のもの)と18 - 2 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅に登録するもの)とに分けて基準を設ける。

2. 24号(高齢者向け優良賃貸住宅(連携型)建築物に係る開発行為)の削除

高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、削除する。

3. 24号の削除に伴う各番号繰り上げ

4. 28号(新27号)(指定する道路に面する物品販売店舗に係る開発行為)の指定道路の区間延伸

主要地方道徳島環状線の指定区間の延伸をする。

5. 31号(新30号)(療養病床を有する既存の医療施設から養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, ケアハウス等の社会福祉施設, 介護老人保健施設又は有料老人ホームへの用途変更)の改正

18号の改正に伴い、参照番号を合わせる。